

廃止・凍結を追求しつつ、< 討議資料 >  
実習教員にかかわる「教員免許更新制」について討議をすすめよう

2008年10月27日  
日高教実習教員部常任委員会

2009年度より実施されようとしている教員免許更新制（以下「更新制」）は、時の政府いいなりの教職員づくりを目的としたものであり、その制度設計や導入についても大きな問題のあるものです。これにたいし私たちは、「更新制」の廃止を展望しつつ、当面次年度よりの実施の凍結をもとめる全教署名にとりくんでいるところです。

一方、実習教員や実習教員が所有している免許について、「更新制」ではどのように位置づけているのか、疑問や不安の声が寄せられています。

そこで日高教実教部常任委員会では、現在文科省が示している資料をもとに、実習教員に関わる「更新制」の内容と問題点についてこの討議資料をまとめました。

「更新制」の廃止と当面の凍結を追求しつつ、各組織において学習・討議を旺盛にすすめていきましょう。

(1) 「更新制」では、2009（平成21）年3月末までに授与された免許を「旧免許」、それ以後授与される免許を「新免許」としています。「新免許」は「所用資格を得てから10年後の年度末まで」と有効期間が定められています。

そこで、現職の実習教員にかかわる「旧免許」についてのみ、以下に記述します。

(2) 「更新制」は、教諭・養護教諭・栄養教諭のそれぞれの免許状をもつ現職の「教員」を対象としており、「実習助手」はその対象とされていません。このことは、対象としている免許状の種類（資料 ）・職種（資料 ）により、また、「受講対象者」を「現職教員」と「実習助手、…」とに区別していること（資料 ア）からも明らかです。

(3) 「更新制」は、免許を所有する「現職教員」には更新義務を課しています。しかし、免許を所有していても教職についていない者（いわゆる「ペーパーティーチャー」、資料 イ(a) 欄）や、免許を所有する「実習助手等」（資料 イ(a) 欄）については更新義務を課していません。

また「実習助手等」については、「教員」に「準ずる職務にあると考えられ」ることから「希望すれば講習を受講できる」ようにしています（資料 、この時点では「予定」となっている）。

(4) 以上のことから、次のようにいうことができます。

「実習助手」は教員免許所有を前提としない、「教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務にある」職員であり、したがって免許を所有していたとしてもその免許について、受講・更新の義務も免許を返納する必要もない。ただし、教員採用内定を受けた場合などは更新講習を受講・終了することによりその免許を使用することができる

(5) しかし、実習免許を所有する「実習助手」は現に「教壇に立」っており、この概要の説明（認識）には疑問が残ります。

(6) 「更新制」の内容と問題点について周知をはかり、制度の廃止と当面の凍結を実現することが求められています。旺盛な学習・討議を重ねて呼びかけるものです。

(資料)

文部科学省「教員免許更新制」HPに掲載されている諸文書(下線はすべて常任委員会による)

「教育職員免許法施行規則」

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括(新設)弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

「平成 21 年 3 月 31 日までに教員免許状を授与された教育職員等の方々へ」

平成 21 年 3 月 31 日までに授与された普通免許状又は特別免許状を持っている現職教員(国公私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務する校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師(常勤及び非常勤))等の方々については表のとおり、各生年月日(栄養教諭免許状を所持する者は免許状を授与された日)ごとに定められた年月日(修了確認期限)の 2 月前までの 2 年間に各大学等が開設する 30 時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、大学等から発行された修了証明書を添えて、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に申請することにより、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認(更新講習修了確認)を受けることが必要となります。

「<解説>教員免許更新制のしくみ」

ア 免許状更新講習の受講対象者

(1)受講対象者

更新講習の受講対象者は、普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下に該当する者です。

- ・ 現職教員(校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く)
- ・ 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
- ・ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ・ に準ずる者として免許管理者が定める者

また、今後教員になる可能性が高い者として、

- ・ 教員採用内定者
- ・ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用(または非常勤)教員リストに記載されている者
- ・ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ・ 認定こども園又は幼稚園も設置している者が設置する保育所などで勤務している場合に限り、幼稚園教諭免許状を有している保育士

も更新講習を受講することができます。

イ 免許状の有効期間 (2)失効 「図3:免許状の失効・再授与」

(a) )旧免許状 (現職教員等以外)	(a) )旧免許状 (現職教員等)	(a) )旧免許状 (実習助手等)	(b)新免許状
更新講習を受講できないため 修了確認期限を過ぎても失効 せず	修了確認期限までに 更新講習を受講・修 了しなかった場合、失 効	更新講習の受講義 務はないため修了 確認期限を過ぎて も失効せず	有効期限までに更新 講習を受講・修了しな かった場合、失効
免許状を返納する必要なし	失効した場合は免許 管理者に免許状を返 納	免許状を返納する 必要なし	免許状を返納する必 要なし
教員採用内定を得るなど、更 新講習を受講可能となった 後、更新講習を受講・修了す れば教壇に立つことができる。	更新講習を受講・修 了することによって新 たに有効な新免許状 を再授与される。	更新講習を受講・ 修了すれば教壇に 立つことができま す。	更新講習を受講・修 了することによって新 たに有効な新免許状 を再授与される。

「教員免許更新制に関するQ & A(平成 20 年 2 月版)」

4 . 教員免許を持っている実習助手や栄養職員などは講習を受講できますか。

実習助手、寄宿舍指導員、学校栄養職員や養護職員は、すべて教諭と連携しつつ、幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わる点において、教諭、養護教諭、栄養教諭に準ずる職務にあると考えられます。よって、これらの者で教員免許を持っている者についても希望すれば講習を受講できることとする予定です。